

2025年9月16日

日本製薬工業協会
会長 宮柱明日香 殿

MSD株式会社
代表取締役社長 プラシャント・ニカム 殿

MSD 株式会社による本郷道夫医師への金銭交付情報の開示漏れに関する要望書

薬害オンブズパーソン会議
事務局長 水口 真寿美
〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-14-4
AMビル4階
TEL.03-3350-0607 FAX.03-5363-7080
yakugai@t3.rim.or.jp <http://www.yakugai.gr.jp>

要望の趣旨

- 1 日本製薬工業協会は、会員会社であるMSD株式会社が、貴会の策定する「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」に沿って自ら制定した「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」に違反し、本郷道夫医師への金銭交付情報を一部しか開示していないと疑われること及び他の医師への同種の金銭交付情報についても開示漏れが疑われることについての調査を行い、その結果を公表して下さい。
- 2 MSD株式会社は、自社の策定する「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」に沿って、本郷道夫医師への金銭交付情報のすべてを開示するとともに、他の医師への同種の金銭交付情報の開示漏れが疑われることについての調査を実施し、その結果を公表して下さい。

要望の理由

- 1 日本製薬工業協会（以下、「製薬協」といいます）は、2011年に「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」¹（以下、「製薬協透明性ガイドライン」といいます）を策定し、会員会社に対して、製薬協透明性ガイドラインを参考に「透明性に関する指針」を策定して自社における行動基準とすることを求めてきました。

これは、製薬協として、製薬企業の活動が患者を最優先に考え、倫理的かつ誠実なものとして信頼されるためには、「利益相反状態の適切な管理」と「製薬企業と医療機関、医療関係者との関係の透明性を高めるための取組み」が必須であるとの認識に基づくものとされています²。

- 2 製薬協の会員会社であるMSD株式会社（以下、「MSD」といいます）は、2011年6月8日付で、製薬協透明性ガイドライン等に基づき、「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」³（以下、「MSD透明性指針」といいます）を策定し、自社の行動指針としています。

MSDは、2010年8月に、その日本法人であった万有製薬株式会社がDPP-4阻害剤であるジャヌビアの講演会で医師325人に合計約1000万円の謝金を支払ったことについて、医療用医薬品製造販売業公正取引協議会から、公正競争規約⁴違反行為に当たるとして警告を受けたことがありました。そうであるのにMSDが、HPVワクチンの実情・普及などのアドバイスを取得するため、2010年9月から11月に実施したアドバイザリーパネルでのべ24人の参加医師に1人当たり7万円、コンサルタントミーティングでのべ64人の参加医師に1人当たり3万円の謝金をそれぞれ払うなど、複数の主力品でのべ3400人あまりの医師に対して合計で約2億2000万円の公正競争規約に違反する金銭提供を行ったため、医療用医薬品製造販売業公正取引協議会から嚴重警告処分を受けるとともに、2011年6月には、製薬協より、会員資格停止という過去に前例のない嚴重な処分を受けています^{5,6}。

MSD透明性指針は、こうした公正競争規約違反行為の直後の時期に策定された指針であり、当然ながらMSDは、かかる重大な処分を受けたことの反省を踏まえて、製薬協透明性ガイドライン及びMSD透明性指針を誠実に遵守して、企業活動と医療機関や医師との関係の透明性を社会に説明すべき立場にあります。

- 3 しかしながら、2025年7月16日に福岡地方裁判所の公開法廷において開催されたHPVワクチン薬害訴訟⁷の証人尋問期日では、被告であるMSDが証人申請した本郷道夫医師（東北大学名誉教授、公立黒川病院名誉院長。以下「本郷証人」といいます）は、原告訴訟代理人からの反対尋問に対して、MSDが公開する2019年度の616万円の訴訟関連業務委託費⁸以外に、2020年度以降の複数年度における利益供与の合計額が、少なくとも616万円を超えていることを証言しました。

このように、MSDから本郷証人には、合計で少なくとも1200万円を超える金銭が交付されていることが明らかとなりました。

本来、2020年度以降にMSDから本郷証人に金銭が交付されていたという事実及びその金額は、MSD透明性指針に沿って各年度毎にMSDが公開しているべき情報です⁹。

しかしながら、MSDが自社ウェブサイトで公開する「医療機関等に対する資金提供に関する公開情報」¹⁰には、2020年度以降の本郷証人に対する金銭交付の記載はなく、本来開示されるべき金銭交付情報の開示漏れが認められます。

- 4 また、MSDの公開情報¹¹では、2019年度までは「原稿執筆料・監修料」「講師謝金」「コンサルティング等業務委託費」とともに「訴訟関連業務委託費」が、「C. 原稿執筆料等」の項目に含まれるものとしてそれぞれ独立の一覧表として掲載されていました。

しかし、2020年度以降のMSDによる公開情報は、「C. 原稿執筆料等」の項目中から「訴訟関連業務委託費」の一覧表自体が作成されない形式とされています。

この点からは、MSDは、本郷証人に対する金銭交付の事実のみならず、他の訴訟関連業務委託先としていた医師らに関する金銭交付の事実についても、情報の開示を怠っている可能性が疑われます。

- 5 なお、MSDは、本郷証人に依頼して作成した鑑定意見書を福岡地方裁判所に上記訴訟の書証として提出するにあたって、本郷証人に対し少なくとも合計で1200万円を超える金銭を交付していることを裁判所に対して自発的に明らかにしていませんでした。

同様に、MSDは、大阪地方裁判所におけるHPVワクチン薬害訴訟¹²に証人申請した三木健司医師（医療法人早石会早石病院疼痛医療センター長。以下「三木証人」といいます）についても、2018年度及び2019年度の2年間の合計で2300万円を超える訴訟関連業務委託費を支払っていました。この支払いの事実自体は、MSDがMSD透明性指針に沿って自社ウェブサイト¹³上に公開していました。しかしながら、MSDは、三木証人に依頼して作成した鑑定意見書を大阪地方裁判所に書証として提出するにあたって、かかる多額の金銭を交付していることを裁判所に対しては自発的に明らかにしていなかったため、2025年6月10日に大阪地方裁判所の公開法廷で行われた三木証人に対する反対尋問の際に、原告訴訟代理人からその事実を指摘することによって、はじめて裁判上でその事実が明らかとされるに至りました。

国の設置する厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の参加規程¹⁴では、審議対象のワクチンの製造販売業者である個別企業からの寄附金等の受領額が、分科会開催日の属する年度を含む3年度の間、年度当たり500万円を超える年度がある場合には、当該委員は、当該ワクチンについての審議又は議決が行われている間、審議会場から退室するものと定められています。

こうしたワクチンと委員となる研究者らとの間の利益相反に関する規程の趣旨に照らしても、500万円を優に超える金銭を交付した医師らの意見書を裁判上の証拠として提出し、しかも、その事実を裁判所に対して率先して明らかにしなかったMSDの姿勢は、製薬協透明性ガイドライン及びMSD透明性指針の策定された趣旨である「利益相

反状態の適切な管理」と「製薬企業と医療機関、医療関係者との関係の透明性を高めるための取組み」が必須であることに関する理解を欠くものとなっています。

6 以上から、当会議は、製薬協に対し、製薬協透明性ガイドライン及びMSD透明性指針に違反する形で本郷証人に対する2020年度以降の金銭交付情報の開示漏れがなぜ生じたのか、そして、本郷証人以外の医師に対する金銭交付情報の開示漏れが存在するか否かについて、調査を実施して結果を公表することを要望します。

また当会議は、MSDに対しても、自らこれらの調査を行って結果を公表することを要望します。

以上

¹ 日本製薬工業協会「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドラインについて」

<https://www.jpma.or.jp/basis/tomeisei/aboutguide/index.html>

² 日本製薬工業協会「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドラインについて(解説)」

<https://www.jpma.or.jp/basis/tomeisei/aboutguide/lofurc0000001g37-att/250303.pdf>

³ MSD「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針・公開情報」

<https://www.msd.co.jp/about/responsibility/transparency/healthcare-professionals/>

⁴ 医療用医薬品製造販売業公正取引協議会「医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」

https://www.iyakuhin-koutorikyo.org/rule_general/

⁵ 薬事日報「【製薬協】MSDを「資格停止」 - 違反続きで指導強化へ」(2011年06月16日)

<https://www.yakuji.co.jp/entry23367.html>

⁶ 薬害オンブズパースン会議注目情報「MSD、日本の医師へ不適切な金銭供与2億円余」(2011年7月17日)

<https://www.yakugai.gr.jp/attention/attention.php?id=331>

⁷ 福岡地方裁判所平成28年(ワ)第2397号、同第3990号事件

⁸ 上掲注3に同じ。

⁹ 上掲注3 MSD透明性指針(3)公開開始時期「前年度分の資金提供等について前事業年度終了後1年以内に公開する。」

¹⁰ 上掲注3に同じ。

¹¹ 上掲注3に同じ。

¹² 大阪地方裁判所平成28年(ワ)第7312号、同第12165号、同地裁令和元年(ワ)第6336号

¹³ 上掲注 3 に同じ。

¹⁴ 予防接種・ワクチン分科会参加規程

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001248224.pdf>

※ いずれも最終アクセス日 2025 年 9 月 12 日。